

北竜町子ども読書活動推進計画



平成29年4月

北竜町教育委員会

目次

| | |
|--------------------|---|
| はじめに | 1 |
| 基本的な考え方 | 2 |
| 計画の期間 | 2 |
| 計画の対象 | 2 |
| 計画の体系 | 2 |
| 子どもの読書活動推進計画のための取組 | |
| 家庭における読書活動の推進 | 3 |
| 地域における読書活動の推進 | 4 |
| 学校等における読書活動の推進 | 5 |
| アンケート | 6 |
| 子どもの読書活動の推進に関する法律 | 7 |

はじめに

計画策定の趣旨

近年、子どもたちの生活にインターネットや携帯ゲーム機が深く結びつくなど、ライフスタイルが変化したほか、幼児期からの読書習慣の未形成など読書離れは憂慮すべき状態であり、社会全体で子どもの読書活動の推進を図っていく必要があります。

読書は、子どもの言葉や感性を育み、表現力や創造力を豊かにしてくれます。幼い時期から本に親しむことによって、さまざまなことを学び成長していきます。

子どもたちが自主的に読書活動を行えるように、それぞれの子どもの発達段階や個性に応じて、興味や関心が高まる環境づくりを目指します。

現状

北竜町図書館の利用実態（平成28年3月31日現在）

○ 蔵書 10,881冊（うち、児童書 3,410冊）

○ 利用数

| 年度 | 貸出冊数(冊) | | 合計貸出 冊数(冊) | 来館者数 (人) | うち、子ども来館者数(人) | | | |
|-----|---------|-------|---------------|-------------|---------------|-----|-----|-------|
| | 一般書 | 児童書 | | | 幼児 | 児童 | 生徒 | 合計 |
| H23 | 1,191 | 694 | 1,885 | 1,485 | 218 | 402 | 104 | 724 |
| H24 | 1,866 | 1,384 | 3,250 | 2,730 | 359 | 744 | 149 | 1,252 |
| H25 | 1,950 | 1,401 | 3,351 | 2,819 | 454 | 538 | 165 | 1,157 |
| H26 | 2,025 | 999 | 3,024 | 2,389 | 273 | 561 | 196 | 1,030 |
| H27 | 1,918 | 1,456 | 3,374 | 2,749 | 390 | 666 | 167 | 1,223 |

※図書システムの都合上、子どもへの貸出冊数を別に集計できないため、子どもの来館者数を提示します。

○ イベント等（平成27年度）

| | |
|-------------|-----|
| 実行回数 | 7回 |
| 子どもの参加数（平均） | 11人 |

○ ボランティアについて

平成28年3月31日現在、ボランティア3名。

おはなし会等のイベントで、絵本の読み聞かせ、工作の手伝いなどに携わっています。

基本的な考え方

基本理念

北竜町の子どもたちが読書に興味を持ち、どこに居ても自主的に読書活動を行えるよう、その環境整備を図ります。

この計画の目的は、平成13年に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」によると、基本理念に「読書活動は、子どもが人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもが機会・場所を問わず、自主的に読書活動ができるよう、積極的にそのための環境整備が推進されなければならないものとする」ことが記されており、国はこの法律に基づき「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。また、地方公共団体は国の基本計画を踏まえ、「子どもの読書活動推進計画」を策定するよう努力することが定められています。これを受け、北海道では平成15年に「北海道子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

北竜町においても子ども読書活動の一層の推進のため、国・道の基本計画を踏まえ、乳幼児から保護者とともに読書に親しみ、楽しめる体験ができる機会をつくるなど子どもたちにとって読書活動が日常習慣となるような支援が必要です。また、子どもが自主的な読書活動を習慣づけるには、家庭、地域、学校、図書館の連携した取組が求められています。

本計画は、子どもが読書の楽しみに気づき、自主的な読書活動を行うための読書環境の整備・充実を目指すものです。

計画の期間

本計画は、平成29年度から平成30年度までの2年間とします。

計画の対象

本計画の対象は、おおむね0歳から18歳までとします。

計画の体系

| 推進方策 | 重点 |
|------------------|------------------------------|
| 1 家庭における読書活動の推進 | 読書の習慣化に向けた取組 |
| 2 地域における読書活動の推進 | ブックスタート事業の推進、 図書ボランティアの育成 |
| 3 学校等における読書活動の推進 | 朝読書の推進、図書室の活用 |

子どもの読書活動推進のための取組

(1) 家庭における読書活動の推進

家庭では、乳幼児期から絵本の読み聞かせなどを通じて（無理に絵本を読み聞かせようとするのではなく、絵本を介してコミュニケーションを計るものです）。親子の信頼関係を築くことで、読書の楽しさを発見し、自然に本への関心を持つようになります。家族が読書活動の重要性を認識し、みんなで読書に親しむ時間を持つことは大切です。

具体的な取組

乳幼児期：ブックスタートでもらった絵本などを、保護者が読み聞かせするようにする

小学生期：絵本・物語などの読み聞かせをする、朝読の本を一緒に選ぶ、親子で一緒に図書館を利用する

中学生期：読んだ本の意見を交換するなど、子どもと一緒に保護者も読書を楽しむ

成果指標

| 指標 | 指標の概要 | H28 | 目標 |
|--------|-------------------------|-----|----|
| 家庭での読書 | 1週間に保護者が乳幼児に読み聞かせをしない割合 | 14% | ↘ |

乳幼児の保護者向けアンケート結果より

| 指標 | 指標の概要 | H28 | 目標 |
|--------|---------------------------|-----|----|
| 本について | 本が好きと答える児童生徒の割合 | 50% | ↗ |
| 家庭での読書 | 1週間に家庭で読書をしない割合（マンガを含まない） | 24% | ↘ |

児童・生徒向けアンケート結果より

(2) 地域における読書活動の推進

地域は、図書館をはじめ、図書ボランティアなどの協力を得て、子どもが本に興味を持ち続ける環境づくりを目指します。
 まずは、図書館が本のお話を発信する・入りやすい雰囲気にする、子どもが読みたい本の情報を得るなど、ひとりでも利用しやすい図書館になることを目指します。

具体的な取組

乳幼児期：ブックスタートの推進、子育て支援センター・保育所などへの図書の貸出、読書相談の実施

小学生期：図書館から小学校へ図書の貸出などの実施、おはなし会などへの参加を促す

中学生期：図書館から中学校へ図書の貸出などの実施、中高生～大人向けおはなし会や、工作会の実施

そのほか：図書館は、図書館だよりを発行し、図書館の使い方やイベント等を周知する
 読み聞かせや工作会などを行い、図書館へ足を運んでもらうきっかけ作りをしていく

成果指標

| 指標 | 指標の概要 | H 2 8 | 目標 |
|----------|------------------------|-------|----|
| 図書館の利用状況 | 図書館を利用すると答えた乳幼児の保護者の割合 | 9 6 % | ↗ |

乳幼児の保護者向けアンケート結果より

| 指標 | 指標の概要 | H 2 8 | 目標 |
|----------|---------------------|-------|----|
| 図書館の利用状況 | 図書館を利用すると答えた児童生徒の割合 | 9 3 % | ↗ |

児童・生徒向けアンケート結果より

| 指標 | 指標の概要 | H 2 7 | 目標 |
|-------------|-------------------------|---------|----|
| 年間の児童生徒の貸出数 | 図書館において、1年間に貸出された児童書の冊数 | 1,456 冊 | ↗ |

図書館の利用データ抽出結果

(3) 学校等における読書活動の推進

小・中学校は、図書館と連携し、図書室の排架方法や、季節の展示を実施する、帯やポップを使った図書のアピールなど、児童・生徒の読書への興味関心を喚起することを目指します。また、図書館・図書室の利用ガイダンスの実施、リクエストの実施、イベント等の開催について取り組みます。

具体的な取組

小学校：図書館・図書室の利用ガイダンスの実施、
図書館との連携をはじめ

中学校：図書館との連携をはじめ
帯やポップ作りといったイベントを実施する

そのほか：家庭でも、図書館を訪れてみるなど、本にふれる
機会をつくる

成果指標

| 指標 | 指標の概要 | H28 | 目標 |
|------------|---------------------|-----|----|
| 学校図書室の利用状況 | 図書室を利用すると答えた児童生徒の割合 | 85% | ↗ |

児童・生徒向けアンケート結果より

アンケート

こどもたちの読書意識、図書館の利用状況などを知るため、アンケート調査を実施します。

調査期間 平成28年9月5日～9月12日

調査対象 乳幼児の保護者、児童、生徒

調査方法 保育所、小学校、中学校を通してアンケート用紙を配布・回収

保護者へのアンケート

1. 保護者の本の好き嫌い
2. こどもへの読み聞かせの状況
3. 1日にこどもと読む本の冊数
4. どんな本が読みたいか（自由回答）
5. 図書館の利用の有無
6. 図書館における貸出冊数について
7. どういうことをしていたら、図書館を利用したいか（自由回答）
8. 読み聞かせでの苦勞（複数回答）

児童生徒へのアンケート

1. 本の好き嫌い
2. 1週間の読書日数
3. マンガの読書状況
4. どんな本が好きか（自由回答）
5. 図書館の利用の有無
6. 図書館における貸出冊数について
7. 学校図書室の利用
8. どういうことをしていたら、図書館を利用したいか（自由回答）
9. 家庭での勉強時間
10. 放課後の過ごし方（複数回答）

課題

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。